

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な成長と発展、社会貢献を目指し、また、健全かつ透明性の高い経営が行えるよう経営体制を強化していくことが重要な課題と認識しております。その基本的な考え方は、経営と業務執行の分離による迅速な意思決定及び社外取締役による経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とステークホルダーへの説明責任の強化にあります

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西川 潔	16,799	12.67
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	11,000	8.30
日本証券金融株式会社	6,059	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,200	3.92
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJ JAPAN	3,665	2.76
三木谷 浩史	2,048	1.54
田中 龍平	1,980	1.49
マネックス証券株式会社	1,665	1.26
香川 立男	1,638	1.24
西川 こずえ	1,550	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社は平成19年6月22日開催の第10回定時株主総会の決議により、従来の監査役設置会社から委員会設置会社へ移行しております。また、経営上の意思決定機関である取締役会においては、経営と業務執行の分離・経営の透明性の確保・経営監視の強化の観点から社外取締役を選任しております。当社グループにおいては、各社の独立性を尊重する一方、グループ全体の企業価値向上にむけ親会社である当社が経営資源の最適配分を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
前刀 禎明	他の会社の出身者				○	○			○	
北城 格太郎	他の会社の出身者				○				○	
谷家 衛	他の会社の出身者				○	○			○	
樫 進	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
前刀 禎明		アップルコンピュータ株式会社等、多数の事業会社の経営者を歴任	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏のベンチャー企業経営に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため
北城 格太郎	○	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏の長年にわたる企業経営に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため
谷家 衛		あすかアセットマネジメント株式会社代表取締役等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏の資産運用業務・投資銀行業務に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため
樫 進		株式会社パンアジア・パートナーズ代表取締役等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及びインターネットやコンテンツビジネスに関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 <small>更新</small>	4名
--------------------------	----

兼任状況 <small>更新</small>	
------------------------	--

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無	
		指名委員	報酬委員		
金子 陽三	あり	あり	×	×	なし
小川 淳	なし	なし	×	×	なし
出岡 英俊	なし	なし	×	×	なし
丹澤 みゆき	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 <small>更新</small>	あり
---	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 <small>更新</small>	
--	--

監査委員会の職務を補助する組織を、当社経営管理本部及び内部監査室とし、それらの使用人に関する人事、組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならないとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 <small>更新</small>	
---	--

監査委員会、会計監査人、内部監査室は、定期的に会合をもち、監査計画・監査体制・監査の実施状況等につき情報の共有・情報交換を行い、連携して監査活動の効率化及び質的向上に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 <small>更新</small>	1名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

北城恪太郎氏は、現在日本アイ・ビー・エム株式会社の最高顧問を務めておりますが、当社と同社の間に取引はありません。北城氏は経営者として豊富な経験、知見、実績を有しており、当社経営に対し独立的な立場で助言・監督頂けると考え、独立役員へ指名いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役及び執行役の報酬については、社外取締役により構成される報酬委員会にて、公正中立な第三者の立場から、取締役及び執行役の職責・職務執行状況等を協議して評価し、報酬を決定致します。ストックオプションの付与については、各取締役及び執行役の職責に応じ協議して割当数を決定致します。

ストックオプションの付与対象者 <small>更新</small>	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------------------------	---

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社は、当社取締役・執行役・従業員、子会社取締役・従業員、関係会社取締役・従業員、外部アドバイザーに対して当社グループ企業価値向上のためのインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、当社HPIに掲載しております。
下記URLをご参照ください。
<http://www.ngigroup.com/jp/ir/library>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・基本方針
当社グループの経営理念であるイノベーションを創出し続けるグローバル企業を目指すべく、新たな事業モデルを構築・推進するプロ経営者が活躍する場を創出することを主眼に報酬を決定します。報酬委員会は、当社グループにおける経営の透明性の確保に資することを基本方針として、取締役及び執行役の報酬方針、報酬戦略、報酬構造・水準の設定、評価決定の助言・提案・承認を行います。
- ・取締役報酬について
執行役を兼務しない取締役に対しては、取締役としての固定報酬を支給します。さらに中長期的な業務向上に対する報酬として、ストックオプションによる長期インセンティブ報酬を支給します。執行役を兼務する取締役に対しては、以下の執行役報酬を支給します。
- ・執行役報酬について
執行役に対しては、執行役の職務内容に応じた固定報酬としての基本給、単年度業績の達成度合いを評価して支払う短期賞与を執行役報酬の基本としております。また、これに加えて中長期的な業績向上へのコミットメントを目的として、ストックオプションによる長期インセンティブ報酬を支給します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催前に議案の参考資料を配布し、必要に応じて事務局が説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会
取締役会は、経営の基本方針を決定し、業務執行権限を執行役に委譲し、その業務執行状況の監督を行います。
- ・各委員会
委員会は、全員が社外取締役で構成される下記指名・報酬・監査の3つの委員会を設置致します。
 1. 指名委員会
指名委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、株主総会に提出する取締役選任または解任議案の内容を決定します。
 2. 報酬委員会
報酬委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の報酬内容の決定の方針及び個人別の報酬内容を決定します。
 3. 監査委員会
監査委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の業務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任または解任議案の内容を決定します。
- ・執行役
執行役は、取締役会の決議により選任され、定められた職務分掌に従い業務執行を致します。
- ・監査体制
監査体制については、監査委員会による監査および内部監査室による内部監査、また、会計監査人である監査法人アヴァンティアや顧問弁護士などと連携し、監査体制をフォローする体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、継続的な成長と発展、社会貢献を目指し、また、健全かつ透明性の高い経営が行えるよう経営体制を強化していくため、企業統治の体制として委員会設置会社を選択しております。
まず、取締役会において執行役の職務の分掌を決定し、業務執行権限を大幅に委譲することにより、迅速な意思決定・機動性の向上および効率的な経営を行うことが可能となります。
また、取締役の指名権を指名委員会に委譲することにより、株主総会に付議する取締役選任案の内容の決定から代表取締役の恣意性を排除することが可能となります。
さらに、社外取締役を招聘することにより、経営の監視、より透明性の高いコーポレート・ガバナンスが行える形態となります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第14回定時株主総会の招集通知は、法定期限より1週間早い、平成23年6月1日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第14回定時株主総会は平成23年6月23日午前10時に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	平成18年5月1日に「ディスクロージャー基本方針」を制定しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算発表後、年4回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレスリリース・決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部内に広報・IR担当を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成18年5月1日に制定した「ディスクロージャー基本方針」において、「あらゆるステークホルダーの立場を尊重し、また、正当な評価と信頼を得ることを目的として、会社経営の透明性を確保するために、「迅速性」「正確性」「公平性」を基本姿勢として、当社グループに関する企業情報の積極的なディスクロージャー、IR(Investor Relation)活動、SR(Stakeholder Relation)活動を行う。」と規定し、ステークホルダーの立場の尊重を行うものとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年5月1日に制定した「コンプライアンス憲章」において、「事業活動によって生ずる環境に対する影響の低減に努め、自然環境の保全に貢献し、豊かな社会の構築に貢献する。」と規定し、当社グループの全役職員の普遍的行動規範としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	平成18年5月1日に制定した「ディスクロージャー基本方針」において、情報開示の基準、開示方法を定め、また問合せへの対応方法として、「金融商品取引法の企業内容等の開示制度および証券取引所の定める適時開示規則に沿って適時開示を行う。また、適時開示規則に該当しない情報でも必要と判断した場合は任意で情報開示を行う。」と規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システム整備の基本方針及びその整備状況の概要は下記のとおりです。

当社グループの内部統制システムの整備における基本方針

- (a) 事業活動の効率性・有効性・収益性を向上させる体制を確立すること
- (b) 財務諸表作成の適正性・正確性を確保する体制を確立すること
- (c) 事業活動に係る各種関係法令・社会規範を遵守し、適正な企業統治を行う体制を確立すること
- (d) 会社資産の取得・使用・処分を正当な手続のもとに行い、会社資産の保全を図る体制を確立すること
- (e) 当社企業グループの重要な会社全てを対象として実効性のある内部統制システムを整備・運用することにより企業の社会的責任を果たし企業価値の向上を図ること

当社グループの内部統制システムの整備概要

(a) コンプライアンス体制

当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業の経営理念の実現及び社会に貢献するための普遍的事項を定めるコンプライアンス憲章に則り、当社グループの役職員は職務の執行にあたりコンプライアンス憲章を行動規範として遵守するものとする。

また、コンプライアンス研修を定期的に行い、当社グループの全役職員にコンプライアンス憲章を周知させ、職務の執行にあたり法令順守の意識を醸成する。

(b) リスク管理体制

当社グループのリスクを包括的に管理するために、リスク管理規程を制定し、当社及び当社グループの各会社はそれぞれ行う事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減のための対策の実施、実施したリスク対策の評価・検証・改善を定期的に当社経営管理本部へ報告等を行う。

(c) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ管理規定その他関連する規定・マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行う。

(d) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役の意思決定の迅速化及び執行役の職務の執行の効率性を確保するために、取締役会において執行役の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を合理的な範囲内で執行役に委譲する。

(ロ) 執行役は取締役会において決定された職務分掌に関して達成目標を明確化し、報酬については報酬委員会が各執行役の職務執行の評価を行い個別に審議されることとする。

(e) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は監査委員会の職務執行を補助する使用人を、経営管理本部及び内部監査室におく。

(f) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立に関する事項

前号の使用人に関する人事・組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならない。

(g) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制及びその他監査委員会への報告に関する事項

執行役又は使用人は、下記の事項を当社監査委員会に報告するものとする。

(イ) 法令・当社定款・当社監査委員会規定に規定される事項

(ロ) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、違法・不正行為

(ハ) 当社グループの内部統制の状況

(h) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、執行役、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査委員会の監査の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めるものとする。

(i) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社であり、傘下の子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、経営方針の一つとしてインテグリティ(誠実原則)を最重要視し、平成18年5月1日に制定した「コンプライアンス憲章」において、「社会的秩序や企業の健全な事業活動を阻害する反社会的な勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で臨み、取引を行わず、社会的良識を備えた善良な企業市民として行動する。」と規定し、当社グループの全役職員の普遍的行動規範としております。

また、契約書類上の手当として、企業が社内の標準として使用する契約書や取引約款に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。投資を行う際のプロセスにおいては、投資対象となる企業の経営陣および既存株主についての審査を徹底し、法令違反や反社会的勢力の存在が認められた場合には投資を行わないこととしており、当社グループは反社会的勢力と一切の関わりを持ちません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社では、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくために、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定めております。

本ルールでは、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれも予め当社取締役会が同意したものを除く。以下、大規模買付行為を為そうとする買付者または買付提案者を、併せて「買付者等」といいます。)が行われるに際しては、株主の皆様に対して十分な情報を提供するため、また、当社のすべての社外取締役によって構成される企業価値諮問委員会(委員長:北城 格太郎、以下、「諮問委員会」といいます。)が中立の立場で、現在の執行体制による事業計画と買付者等から提示される計画の双方に対して判断を提供することによって、株主の皆様が大規模買付行為や当社による大規模買付行為への対抗措置に対して適切な判断を下すことができるよう、当該買付について提供を求める情報や検討期間、諮問委員会が提案を行うための手続を定めています。

なお、本ルールにおいて当社は、大規模買付行為に対して新株予約権発行などの具体的な対抗措置を発動できる状態を事前に設けるものではありません。実際に大規模買付行為の実施または実施する通知があった後に、当社の議決権の数に変動をもたらすような対抗措置が必要と諮問委員会が判断した段階になって初めて、そのような対抗措置を導入すべきかどうかを株主の皆様にご判断いただくルールとなっており、株主の皆様がより主体的にかつより具体的に判断できる場が確保され、公平かつ株主共同の利益確保・向上に資した制度であると考えております。

大規模買付行為に関するルールの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。
http://www.ngigroup.com/jp/press/H230623_2.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業として社会への貢献を行うために、また、あらゆるステークホルダーへの説明責任を果たすために、コーポレートガバナンスおよび内部統制システムを充実させることが最重要経営課題のひとつであると認識しており、代表執行役の指揮のもと、当社グループの内部管理体制のあり方を常に見直し、より一層の管理体制の強化、コンプライアンス意識の向上、リスク管理体制の強化を図っていく予定であります。

コーポレートガバナンス体制

